

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部刑事課

刑事企画指導官 松村

TEL 03-3591-6361(内線 5402)

03-3591-7946(夜間直通)

平成23年2月4日

海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく
平成22年における傍受に関する国会報告について

平成22年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第29条の規定に基づき、本日、政府として国会報告をしたところです。

その内容は別表のとおりです。

なお、海上保安庁では、平成22年中に、傍受令状を請求し、傍受令状の発付を受け、又は傍受の実施をしたことはなく、傍受が行われた事件に関して逮捕した者はありません。

(注) 政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第29条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

法務省、厚生労働省、警察庁にて同時発表

別表

二		一		番号			
三件		四件		請求			
三件		四件		発付			
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、第四十一条の四第二項、同第一項第三号、第三十条の七、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡、営利目的の覚せい剤及び同原料所持】		覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚せい剤譲渡】		罪名（罰条）			
携帯電話		携帯電話		通信手段の種類			
間十八日	日間二十三	日間二十三	六日間	間十一日	九日間	間二十日	実 施 期 間
回十九	回十五	回十二	回十七	回二十	回十	回二百	
回十二	七回	四回	十回	回十六	なし	五回	第二十二條第二項 第一号
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二十二條第二項 第二号
なし		六人		逮捕人員数			

四				三				番号	
四件				四件				請求	
四件				四件				発付	
<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡、営利目的の覚せい剤所持】</p>				<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡、営利目的の覚せい剤譲渡】</p>				罪名（罰条）	
携帯電話				携帯電話				通信手段の種類	
六日間	四日間	間十一日	間十四日	間十五日	八日間	日二十二	日二十二	実 施 期 間 逮捕 人員 数	
二九回十	回十九	回十百二十九	八九六回十百	八二回十	七回	六三八回十百	九五六回十百		回数
三四回十	回十一	一五回十	七八回十	八回	なし	一三回百	二六回十		第二十二條第二項 第一号
なし	なし	なし	なし	なし	なし	一回	一回		第二十二條第二項 第二号
六人				人十四				逮捕人員数	

六							五		番号		
九件							二件		請求		傍
九件							二件		発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】							銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】		罪名（罰条）		受令状
携帯電話							携帯電話		通信手段の種類		
一日間	十日間	間十一日	二日間	四日間	間十一日	間十三日	十日間	十日間	実		
二八回十	三九回十	回二十九百	なし	三回	回百一	四七四回十百	回十四三百	二四回十	回数		
二四回十	二三回十	六九回十	なし	一回	回十五	回五十	なし	なし	第一号		
なし	なし	なし	なし	なし	五回	なし	なし	なし	第二号		
九人							なし		数人員		逮捕

八			七			番号	
三件			三件			請求	
三件			三件			発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第 八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			罪名（罰条）	
携帯電話			携帯電話			通信手段 の種類	
間十一日	間十三日	間十四日	間十九日	九日間	間二十日	実	
六七回十	七二六回十百	回十百五九	六二五回十百	回十百六二	五五回十	施	
四二回十	回百五	一七回十	一三二回十百	回十六	二回	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	間	
七人			三人			逮捕 数人員	

十	九	番号	
		請求	発付
一件	一件	傍	
一件	一件	受	
組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第九十九条、第六十条） 【組織的な殺人】	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	令	
携帯電話	携帯電話	状	
間 二十日	七日間	通信手段の種類	
回 九百	回 四百六十四	実	
三回	回 十四	施	
なし	なし	回数	
なし	なし	第一号	
		第二号	
		第二十一条第二項	
		逮捕人員数	
	二人		

（注）

「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。